

<報道発表資料>

カテゴリー：お知らせ

令和5年10月13日

215件立入りをを行い、23件の新たな違法行為を発見しました ～廃棄物に関する県内一斉合同監視パトロールを実施～

埼玉県では、廃棄物の不法投棄、野外焼却、野積み等の不適正処理への指導の強化を図ることを目的に、国、市町村などの関係機関と共同して県内一斉合同監視パトロールを実施しましたので、その結果をお知らせします。

1 実施日時

令和5年10月13日(金曜日)9時00分～15時00分

2 パトロール対象箇所

- (1)廃棄物の不法投棄や野外焼却等が行われやすい箇所(林道及び河川敷など)
- (2)既存の不法投棄や廃棄物の野積み場所とその周辺
- (3)排出事業者、産業廃棄物処理業者の事業地

3 パトロールの地区割り

- (1)各環境管理事務所が所管する地区(7地区)
 - (2)さいたま市の市域
 - (3)川越市の市域
 - (4)川口市の市域
 - (5)越谷市の市域
- の計11地区に区割りをして実施。

4 実施機関

- (1)埼玉県：環境部産業廃棄物指導課、環境管理事務所、農林振興センター、寄居林業事務所、県土整備事務所、埼玉県警察
- (2)県内市町村等：さいたま市、川越市、川口市、越谷市、その他市町村、秩父広域市町村圏組合
- (3)国：国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所、同荒川上流河川事務所、環境省関東地方環境事務所

5 実施結果

- (1)活動従事者数 168人
(埼玉県 62人、県内市町村等 96人、国 7人)
- (2)立入件数合計 215件(うち指導 17件)
内訳
○新たな違法行為の発見
ア不法投棄(種類：廃プラスチック類、家庭ごみなど) 18件(後日調査)
イ野外焼却(種類：木くずなど) 2件(うち指導 2件)
指導内容：野外焼却の禁止

- ウ廃棄物野積み 2 件
- エ土砂の不適正堆積 1 件
- 廃棄物の山現場 95 件(うち指導 6 件)
指導内容：野積みされた廃棄物を処分すること
- 排出事業者と産業廃棄物処理業者の事業地 29 件(うち指導 4 件)
指導内容：廃棄物処理法の遵守など
- その他(資材置場、河川敷、不法投棄多発地点など) 68 件(うち指導 5 件)

6 今後の対応

今回の実施結果を踏まえ、違法行為が是正されない場合は行政処分を見据えた厳しい指導を実施していきます。また、行為者不明の廃棄物の山などの不適正な野積み事案については、土地所有者等の関係者への聴き取りなど行為者の特定に向けた調査を実施します。

更に、家屋等の解体時に発生する建設廃材がこうした不法行為の原因となることが多いことから、家屋解体現場などに対する立入検査を強化していきます。